

## 環境関連の業務記録改ざんと拳証説明責任

### はじめに

鳩山首相が思い切った CO2 削減案を国際舞台で発表したが、それを待たずして、既に環境問題は地球規模の重要課題として認識されている。

他方、高度成長期の深刻な公害問題を経験してきたはずの我が国で、最近、企業が環境に関連する業務データを改ざんした上で、行政に対して虚偽の報告を行う事例が相次いでいる。

### < 1. 工業排水記録の改ざん >

#### (1) J社のケース

2005年、千葉市のJ社製鉄所の排水記録が改ざんされた上で自治体に報告されていたことが分かった。当該製鉄所からは水質汚濁防止法<sup>1</sup>の排水基準を超える有害物質（シアン化合物、アルカリ排水等）が排出されていた。

#### (2) F社のケース

2007年、千葉県のサッシメーカーF社は工場排水の測定自体を行っておらず、測定回数を虚偽報告していた。

### < 2. 排ガス濃度記録の改ざん >

#### (1) I社のケース

2006年、製油大手のI社は愛知県の製油所から、大気汚染防止法<sup>2</sup>の基準値を上回るばい煙を排出していたにも関わらず、行政へ虚偽の報告を行った。I社は排ガス濃度の測定を外部業者に委託していたが、報告提出前に社内で改ざんしてしまった。

#### (2) H社のケース

2007年、北海道の電力会社H社が、5つの火力発電所から排出されるばい煙が大気汚染防止法の基準を上回っているにも関わらず、記録を改ざんして行政に報告していた。その他にも冷却水の取水量等、20件の改ざんがあった。

#### (3) D社のケース

2009年、製紙メーカーD社の愛媛の工場で、ばいじん濃度の記録改ざんや窒素化合物の自動測定記録紙の記録改ざんが発覚した。

<sup>1</sup> 1970年制定。工場などから排出される水の排出規制や生活排水対策の推進等により公共用水域・地下水の水質汚濁の防止を図り、事業者の損害賠償責任等を定める法律。

<sup>2</sup> 1968年制定。工場などからのばい煙や自動車排出ガスの規制により国民の健康を保護し、事業者の損害賠償責任等を定める法律

### <3. 国の対応>

環境省は事態を重く見て、意図的に記録を改ざんした場合、罰則を適用する方針で検討している。現行の大気汚染防止法や水質汚濁防止法の枠組みでは、一定基準を超えた量の汚染物質が検出された場合に、罰金等が科されることになっているが、記録の改ざん自体には罰則の適用はない。

新たに設けられる罰則は、行政に対する虚偽の報告が行われた場合に適用される模様。企業にとっては、第三者機関による記録の照合作業等が必要となろう。

#### おわりに

環境関連のみならず、鉄道事故の検証過程でも記録の改ざんがあった旨、明らかになっており、同種の企業不祥事は後を絶たない。そもそも、記録管理を実施する理由の一つは、組織がトラブルに巻き込まれた(自らが原因である場合も含め)際、組織活動の記録や意思決定のプロセスを証拠・証跡として第三者に提示し、拳証説明責任(アカウンタビリティ)を果たせる状態にしておくことにある。ISO15489では、記録の特性を「真正性」、「信頼性」、「完全性」、「利用性」の4つに区分しているが、改ざんが行われるような管理状況では、特に「真正性」、「信頼性」、「完全性」に重大な欠陥があると言わざるを得ない。

今回の環境省の対応のように、既存の法律を改正し、より厳格な記録情報管理が担保されるような仕組み作りも必要だが、その前に、企業には一企業市民として社会的な責任、コンプライアンスを果たしていくという自覚の下、自発的な記録情報管理への取り組みが求められており、それが当該企業の競争力向上に繋がるのである。

データ・キーピング・サービスは、適切なレコードマネジメントをそれぞれの企業、組織に合わせてご提案します。

---

【監 修】(株)データ・キーピング・サービス

【お問合せ】 総合企画部 03-3518-0151 までお願いいたします。

